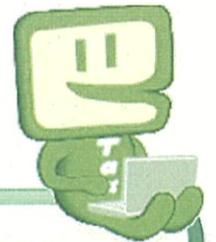


# 「源泉所得税」の納付は



# e-Tax ソフト (WEB版)

## で電子納税をご利用ください!

### e-Taxをご利用いただくと...

インターネットを利用して、徴収高計算書の作成・提出ができます。また、ダイレクト納付などの電子納税を利用することで、源泉所得税及び復興特別所得税を金融機関や税務署に出向くことなく、自宅やオフィス等から納付できます。税額0円の徴収高計算書は、データ送信するだけで手続完了!



さらに

### e-Taxソフト (WEB版) なら...

e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で申請や帳票表示が可能です!

### 徴収高計算書の作成

e-Taxソフト (WEB版) の画面の案内に従って金額等を入力すれば徴収高計算書が作成できます!

金額等を入力してね



### インターネットで送信

徴収高計算書の提出と電子納税には電子証明書やICカードリーダライタは不要です!

### ダイレクト納付で電子納税

事前に税務署に届出しておけば、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができます。税理士が納税者に代わって納付手続を行うこともできます。

国税庁 e-Tax ホームページ

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用については、裏面をご覧ください

イータックス

検索

Click!

# e-Taxソフト (WEB版) をご利用になる前に



## 1 e-Taxソフト (WEB版) の準備

初めてご利用になる場合には、e-Tax ホームページから、e-Taxソフト (WEB版) 用の事前準備セットアップを行ってください。

## 2 e-Taxの開始届出書の提出

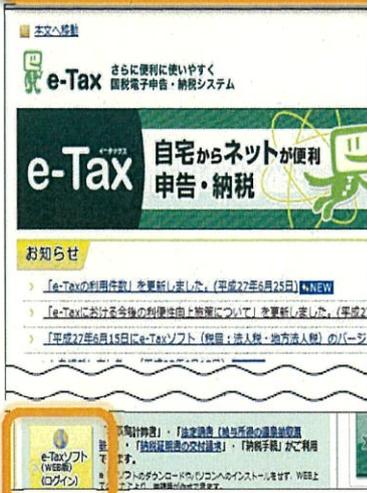
e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書が必要です。既に他の手続でe-Taxを利用している場合には、同じ利用者識別番号でログインしてください。税理士に申告書の作成等を依頼している場合には、事前にご確認ください。

## 3 電子納税のための手続

- ① ダイレクト納付を利用する場合  
「ダイレクト納付利用届出書」を所轄の税務署に書面で提出します。  
(利用開始までに1か月程度かかります。)  
利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合  
金融機関とインターネットバンキング等の契約を行います。  
「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要があります。

↓ e-Taxソフト (WEB版) のご利用はこちらから ↓

### e-Taxホームページ上の入口



初回のみ  
事前準備セットアップ  
を行ってください。

### e-Taxソフト (WEB版) ログイン画面



電子納税の利用可能時間：下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間  
e-Taxの利用可能時間：月曜日～金曜日、8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)  
※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

徴収高計算書の作成に関するご相談・ご質問は、電話相談センターをご利用ください。  
※ 電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。e-Taxに関する様々な情報を「国税庁ホームページ(東京国税局サイト)」でも紹介しています。  
e-Taxソフト (WEB版) の操作に関するお問合せは、  
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」( ☎ 0570-01-5901 ) へお問合せください。  
ヘルプデスクの受付時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)